

これがブラックの証明だ！

年休裁判第16回弁論は、多くの組合員が見守るなか9月15日大阪地裁大法廷で開催されました。原告側は弁論開催にあたり準備書面（13）を提出してきました。この準備書面で同業他社（JR 東日本・JR 西日本）との勤務や年休の取り扱いの比較を一覧にした証拠書類を別表として提出してきました。

労基法、就業規則を守れ！

同業他社の就業規則も労基法に反しない範囲で定められ、JR 東海会社と同様の内容となっています。JR 東海会社は労働者保護の趣旨に基づく労基法に逸脱する取り扱いを行い都合の良い会社独自の勝手解釈で自ら定めた就業規則を運用しているのです。具体的には36協定第2条第2項、基本協約第49条を用いた「計画的な休日勤務指定」。「勤務指定」就業規則第55条（勤務の指定）について第54条（勤務種別の指定）を混同させ意図的に空白勤務指定を正当化。関連して、どこにも規定の定めがない「5日前の勤務確定」＝最終的な時季変更権行使は5日前等など。

規定、規則には定められた経緯と本質があります。その本質を理解し正しく運用することで社員の健康と生活を守り、社会的使命が果たされるのです。

以下の別表から、いかに JR 東海会社がブラックであるか、また、そのブラック度は他社と比較して際立っていることが一目瞭然です。